

千葉市公告第 277 号

道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定による道路を廃止したので、千葉市建築基準法施行細則（昭和 59 年規則第 59 号）第 20 条の 2 の規定において準用する第 18 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

その関係図面は、千葉市都市局建築部建築指導課において縦覧に供します。

令和 2 年 4 月 24 日

千葉市長 熊谷 俊人

- 1 廃止年月日及び番号 令和 2 年 4 月 24 日 第 31-4 号
- 2 廃止道路の種類 建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路
- 3 申請者住所・氏名 東京都中央区日本橋一丁目 5 番 9 号  
株式会社 藤和グループ 代表取締役 藤本 元成
- 4 廃止する道路の  
土地の地名地番 千葉市中央区椿森一丁目 49 番 14 の一部
- 5 道路の概要

幅員	延長	すみ切りの長さ	側溝の幅	自動車転回広場
1.85~3.03m	32.63m	—	—	—